

第9

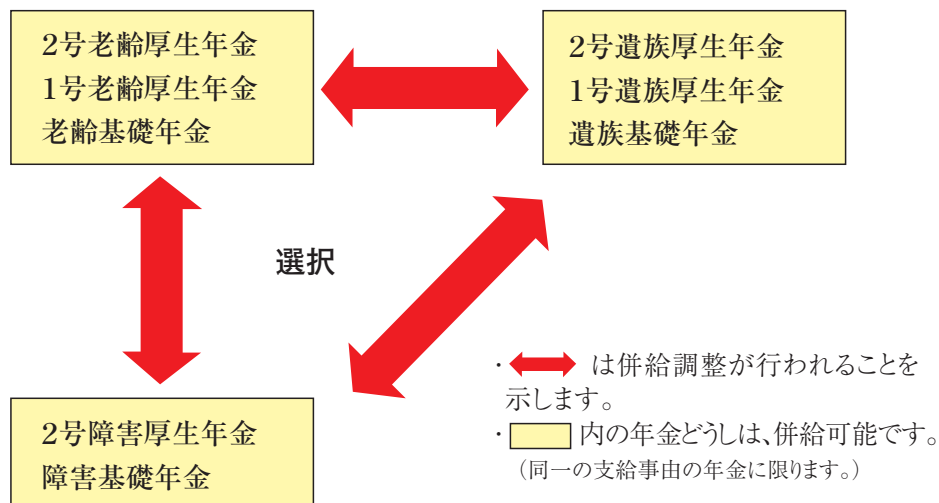
年金の併給調整

現在の年金制度では一人一年金が原則とされています。

したがって、2つ以上の年金を受けることができることになった場合には、いずれか1つの年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。これを「併給調整」といいます。

ただし、第2号厚生年金被保険者期間にかかる老齢厚生年金と第1号厚生年金被保険者期間にかかる老齢厚生年金のように、老齢という同一の事由に基づいて発生する年金については、あわせて受けることができます。

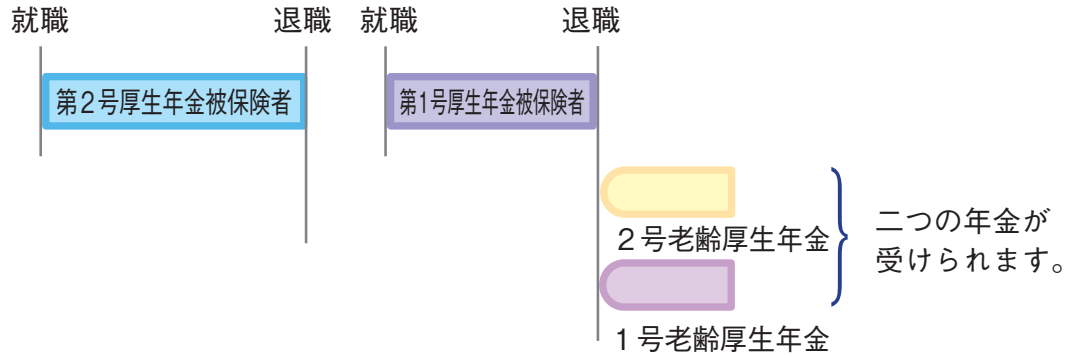
併給調整による年金の選択関係は、概ね次のようになります。



あわせて受けることのできる場合

老齢という同一の事由により発生する年金はあわせて受けることができます。

〈例〉 2号老齢厚生年金 + 1号老齢厚生年金

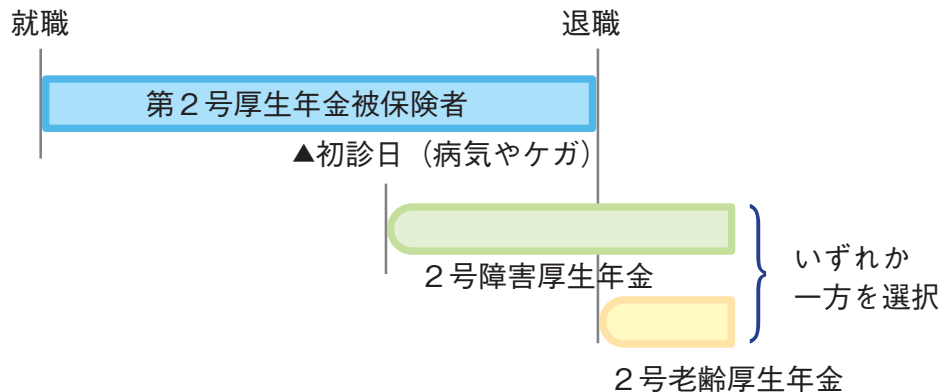


いずれか一方の年金を選択する場合

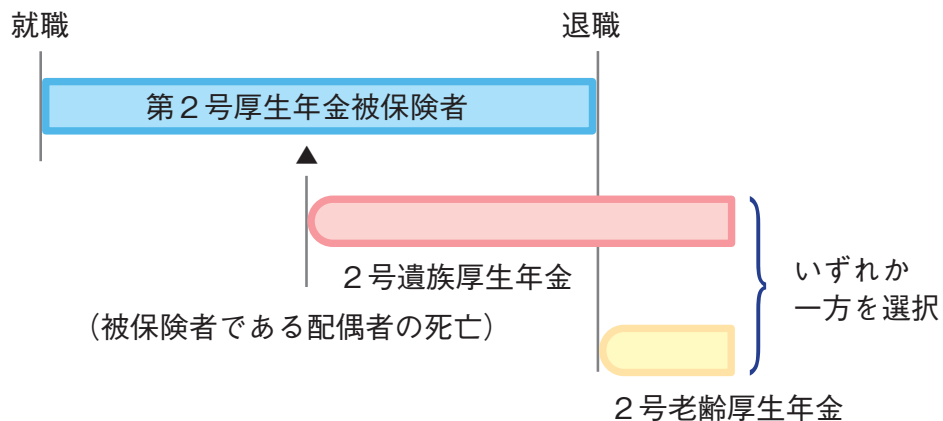
老齢と障害、老齢と死亡といった事由の異なる年金を受けることができる場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。

〈例〉

① 2号老齢厚生年金と2号障害厚生年金



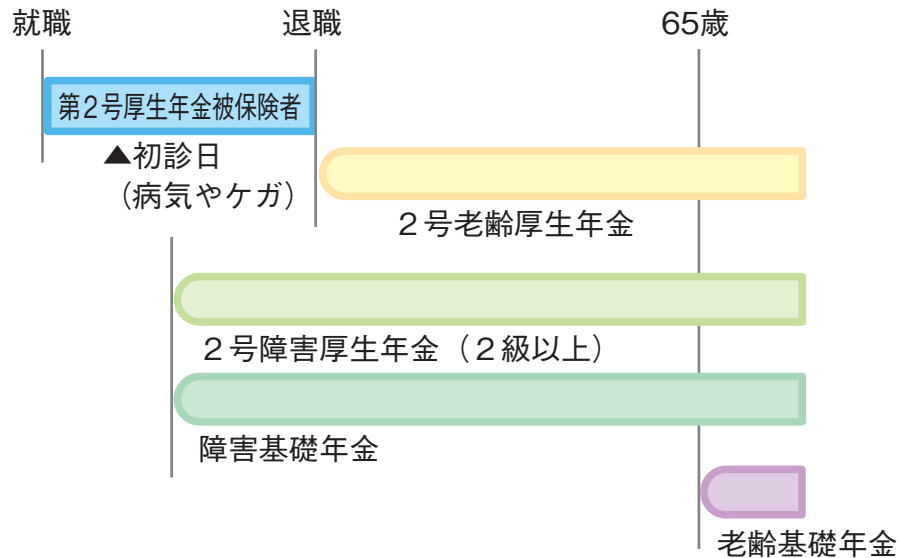
② 2号老齢厚生年金と2号遺族厚生年金



障害基礎年金とあわせて受けることのできる場合

障害基礎年金は、65歳から、老齢または死亡を給付事由とする厚生年金とあわせて受けることができます。

〈例〉老齢厚生年金＋障害基礎年金



○65歳まで…次の（ア）か（イ）のいずれかを選択

（ア）2号老齢厚生年金

（イ）2号障害厚生年金＋障害基礎年金

○65歳以降…次の（ア）～（ウ）のうちいずれかを選択

（ア）2号老齢厚生年金＋老齢基礎年金

（イ）2号老齢厚生年金＋障害基礎年金（*）

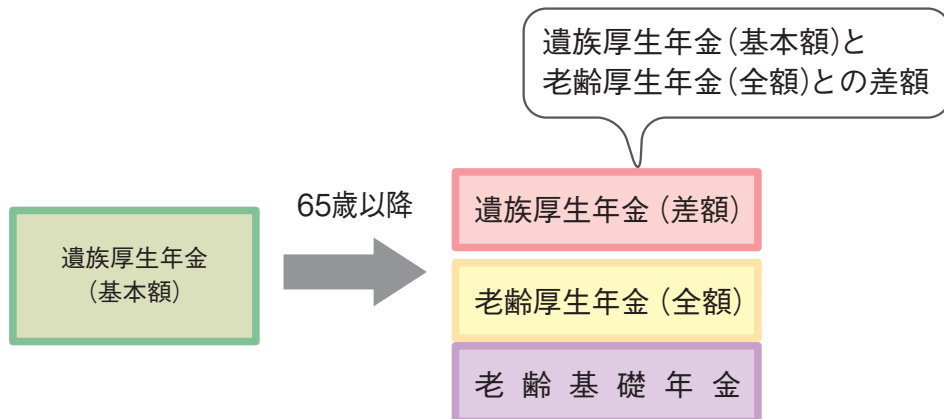
（ウ）2号障害厚生年金＋障害基礎年金

（*）2号老齢厚生年金および障害基礎年金の双方に子の加給年金額が加算されている場合には、2号老齢厚生年金の子の加給年金額は支給停止になります。

65歳以上の方が遺族厚生年金を受ける場合

老齢または死亡といった事由の異なる年金を受けることになった場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになりますが、65歳以降は受給方法が変わります。

〈例〉老齢厚生年金と遺族厚生年金



- (注) 1. 65歳までは老齢厚生年金と遺族厚生年金のいずれか一方を受給することとなります。
(例は遺族厚生年金を選択して受給しています。)
2. 65歳以上で老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給権を有している場合は、自身の老齢厚生年金を優先的に支給し、差額があればその差額を遺族厚生年金として支給することになります。
3. 第2号厚生年金被保険者期間にかかる年金以外に他の種別の老齢厚生年金や遺族厚生年金を併給中の方も同様に実施機関間で調整されることになります。